

第3順位 死亡した人の兄弟姉妹

訂正のお願い

p.34 法定相続分

目次・使い方

■ 法定相続人の範囲

死亡した人の【配偶者】は、常に法定相続人になります。
配偶者以外の方は、下記の順序で配偶者と一緒に相続人になります。 □男性 ○女性

第1順位 死亡した人の子供
その子供が既に死亡しているときは、その子供の直系尊属（子供や孫など）が相続人となります。

第2順位 死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）
父母も祖父母もいるときは、死亡した人により近い世代である父母の方を優先します。

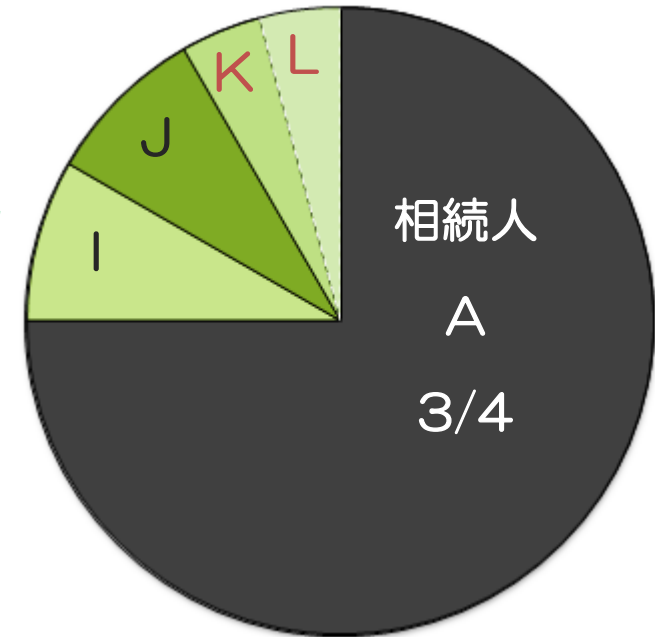
第3順位 死亡した人の兄弟姉妹
その兄弟姉妹が既に死亡しているときは、その人の子孫が相続人となります。

内縁関係の人は、相続人に含まれません。また、相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。

必ずこの相続分で遺産の分割をしなければなりません。

34

〔正〕 法定相続分



相続全体の 1/4 を
【I】【J】【K,L】で
1/3 ずつ均等に分割

相続全体でみると・・・	相続人 A (夫)	3/4
	相続人 I (姉)	1/12
	相続人 J (兄)	1/12
	相続人 K (姪)	1/24
	相続人 L (甥)	1/24